



笑顔も桜も満開だ！



5

2015 絆深めて60年 ともに未来へ 田布施町

平成26年度
下半期

財政状況報告

問総務企画課 財政係
☎ 52-5803

田布施町の財政状況を理解していただくため、年2回その内容をお知らせしています。今回は平成26年度下半期(平成27年3月31日現在)の一般会計・特別会計予算の収支、財産、負債などの状況をお知らせします。

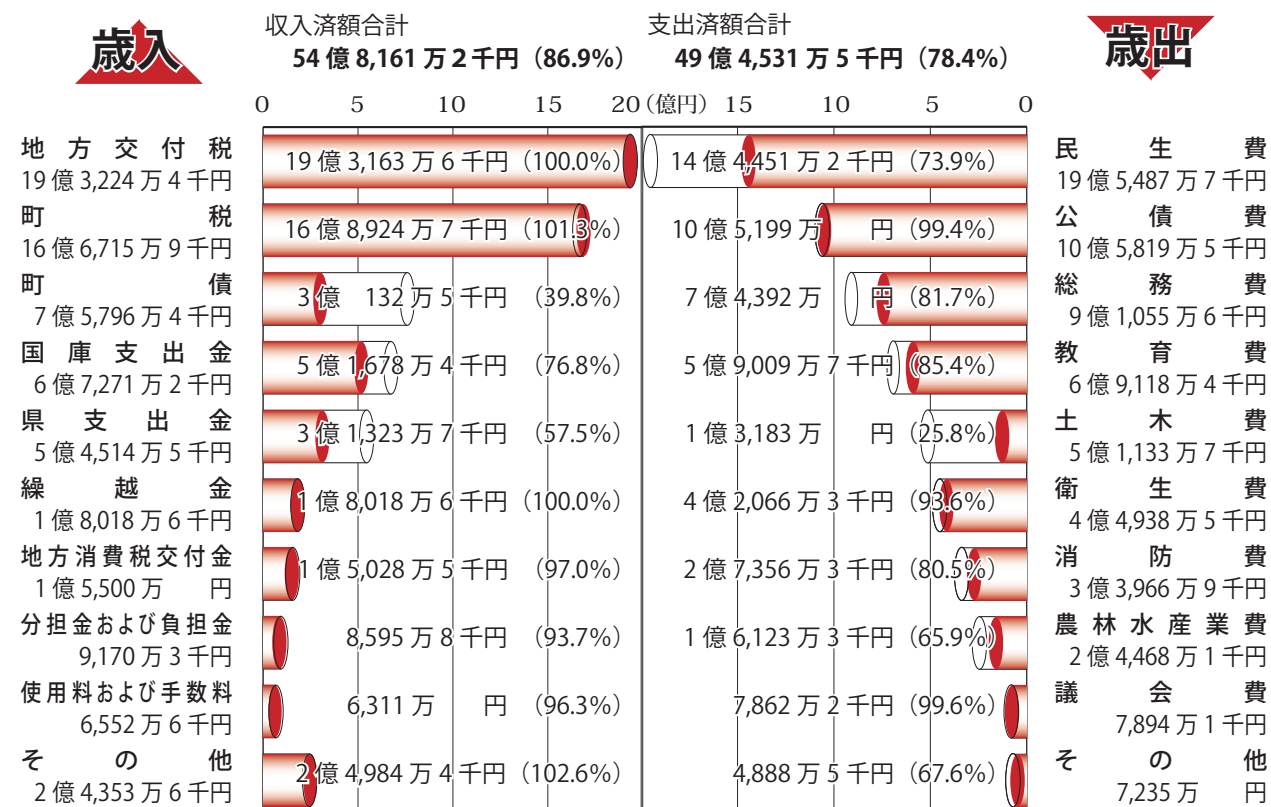
平成26年度一般会計の当初予算額は56億2,900万円で、平成25年度からの繰越額が1億7,110万5千円でした。その後、6月、9月、11月、12月および3月に予算の補正を行い、予算現額は63億1,117万5千円になりました。予算の執行率は、歳入が86.9%、歳出が78.4%となっています。

特別会計では、すべての会計において予算の補正を行い、当初予算額45億6,256万1千円から増額し、予算現額は46億2,336万2千円となっています。

一般会計予算の執行状況

予算現額 **63億1,117万5千円**

グラフの見方
予算現額 — 収入(支出) 済額
() 内は執行率



特別会計予算の執行状況

*端数処理のため、合計額が合わない場合があります。

会計区分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	執行率 (B/A)	支出済額 (C)	執行率 (C/A)
国民健康保険	21億 25万6千円	18億4,560万4千円	87.9%	18億7,941万円	89.5%
下水道事業	9億3,332万5千円	3億458万5千円	32.6%	7億6,467万7千円	81.9%
介護保険	13億5,936万円	10億9,580万5千円	80.6%	12億1,912万4千円	89.7%
後期高齢者医療	2億3,042万1千円	2億1,069万3千円	91.4%	2億562万2千円	89.2%
合計	46億2,336万2千円	34億5,668万6千円	74.8%	40億6,883万2千円	88.0%

町債の状況(借入金残額)

会計区分	現在高
一般会計	63億1,153万円
下水道事業特別会計	48億6,391万円
合計	111億7,544万円

町有財産の状況

区分	面積	区分	金額
土地	475,314㎡	車両	50台
建物	65,527㎡	出資金等	20億3,600万円
山林	3,640,934㎡	基金	14億1,854万円



①



②



③



④

①棒の先でボールが回る——大道芸のお手伝い ②出店でお買い物 ③障害物走。さて、飴玉はどこだ? ④山城太鼓、匠のパフォーマンス



⑤



⑥

⑤ニンニンジャーの曲に合わせてダンス ⑥フラダンス本番にドキドキ ⑦アナウンサーになりきって、自衛隊のお姉さんにインタビュー



⑦

第45回 たぶせまつり

4月5日(日)、さくら橋周辺で桜まつりが開催されました。当日は天候が不安定だったことから複数のイベントが中止に見舞われましたが、さくら健康マラソン大会やステージ、各イベントスペースは、ランナーや出演者・運営者のみなさんの力によって大きな盛り上がりを見せていました。



⑧

⑧MIKKOさんのライブ ⑨かまぼこアートに熱中 ⑩風船で何ができるかな ⑪餅まきの様子



⑨



⑩



⑪

まちのできごと

Tabuse
Town News



4/15 創意工夫功労者賞を受賞

江尻直人さん(神和工業株式会社)が、平成27年度文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞し、町長に報告されました。

江尻さんは溶接作業をする自走式溶接ロボットの自走方式の改善や、構造物の変形部分に対応した溶接ができる制御ソフト、回転範囲を広げたターンテーブルを製作することで、溶接作業の無人化や作業時間の削減、多種製品の溶接を可能としました。



■ まちづくりの方向性

今後のまちづくりにおいて、田布施町の施策でどのようなことに力を入れるべきか聞きました。町民が期待するまちづくりの方向性は、それぞれ体系別に次のとおりとなっています。

○**安心・安全なまち**については、「消防・防災対策の充実」(32.0%)「災害に強いまちづくり」(21.8%)で、具体的な施策として「地域での防犯・安全対策の推進」(11.4%)「防災対策の推進」(8.8%)となっています。

○**健やかで思いやりのあるまち**については、「保健医療の充実」(29.7%)「高齢者福祉の推進」(20.8%)で、具体的な施策として「医療体制の充実」(10.8%)「医療費等の負担軽減」(10.7%)「介護サービスの充実」(10.6%)となっています。

○**豊かで活力のあるまち**については、「農林業の振興」(28.4%)「工業・商業・サービス業の振興」(24.6%)で、具体的な施策として「農業の担い手の確保・育成」(8.8%)

「利便さを実感できる町民サービスの実現」(7.8%)「公共交通機関の確保」(7.6%)となっています。

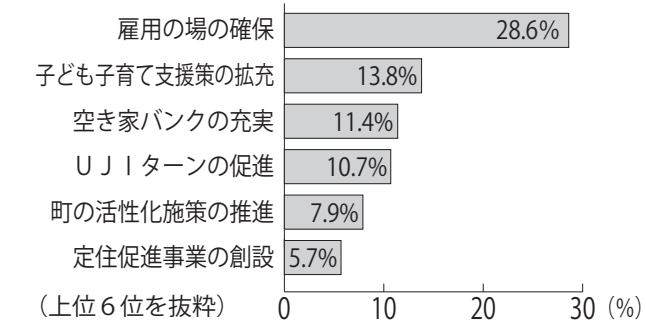
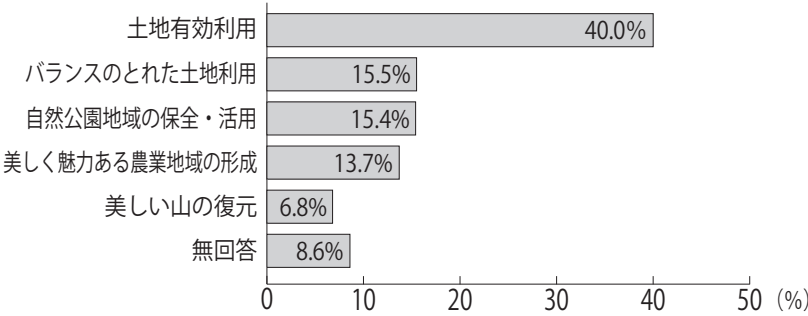
○**快適な生活環境のまち**については、「美しいまちづくりの推進」(23.3%)「環境衛生・環境保全の推進」(21.2%)「良好な生活環境の確保」(21.2%)で、具体的な施策として「豊かな自然環境の保全」(11.6%)「公園・広場の有効活用と適正な管理」(11.2%)となっています。

○**元気で心豊かな人が育つまち**については、「学校教育の充実」(36.4%)「豊かな文化の継承と創造」(20.1%)で、具体的な施策として「豊かな心と健やかな体の育成」(15.9%)「生涯学習の推進」(9.1%)となっています。

○**計画の推進に向けて**については、「健全財政の確立、より良い行政サービスの提供」(52.2%)で、具体的な施策として「分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現」(18.9%)「健全な財政基盤の確立」(16.2%)となっています。

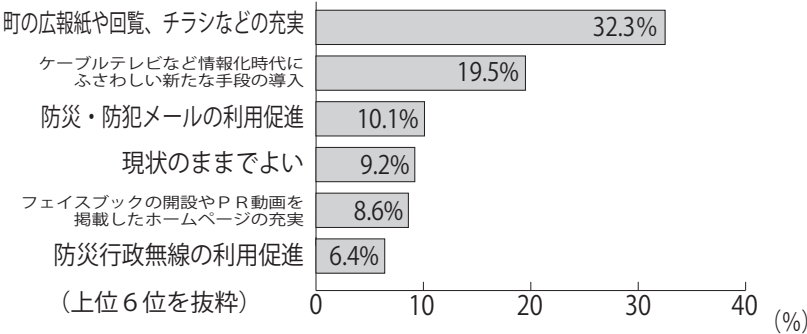
■ 土地利用について

土地（農地・山林・河川・道路・宅地・公園など）の使われ方について、特に力を入れるべき施策を聞いたところ、「土地有効利用（空地・空き家を含む）」(40.0%)「バランスのとれた土地利用」(15.5%)「自然公園地域の保全・利用」(15.4%)などとなっています。



■ 町制情報に関する希望媒体

町政に関する情報を知る手段として、今後どのようなものを充実していくべきか聞いたところ、「町の広報紙や回覧、チラシなどの充実」(32.3%)「ケーブルテレビなど情報化時代にふさわしい新たな手段の導入」(19.5%)などとなっています。



■ 人口対策について

全国的に人口減少は進行しており、田布施町でも人口減少が予想されます。この問題に対応するため、どのようなことに力を入れるべきか聞いたところ、「雇用の場の確保」(28.6%)「子ども子育て支援策の拡充」(13.8%)などとなっています。

田布施町まちづくりアンケート調査の結果

町では、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための町政の基本方針となる「第5次田布施町総合計画」(基本構想・前期基本計画)が平成27年度に目標年度を迎えるため、「後期基本計画」の策定を進めています。計画策定にあたり、町民のみなさんがまちの現状をどのように感じ、評価されているのか、また、これからのまちづくりに何を望まれているのかなどを把握し、計画策定の基礎資料とするため、昨年10月にアンケート調査を実施しました。

○**調査方法**
20歳以上の町民1,500人を無作為に抽出し、郵送により配布・回収

○**有効回収数**
634票(回収率42.3%)



■ 定住意向

住みよさについて聞いたところ、「とても住みよい」と「どちらかといえば住みよい」は73.8%となっており、住みやすい理由として「自然環境がよい」(30.7%)「災害が少ない」(30.1%)となっています。

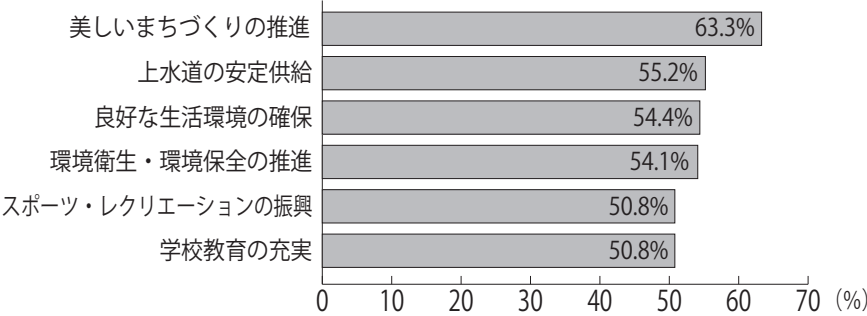
一方、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」は15.7%となっており、住みにくい理由として「買い物など生活の利便が悪い」(23.0%)「道路や交通の利便が悪い」(12.8%)「医療・福祉施設が不足」(12.8%)となっています。

■ 現状評価

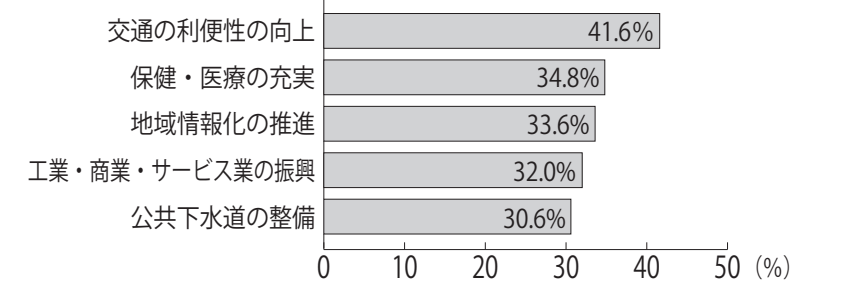
現状評価については、満足度が高い施策として「美しいまちづくりの推進」(63.3%)「上水道の安定供給」(55.2%)「良好な生活環境の確保」(54.4%)「環境衛生・環境保全の推進」(54.1%)「スポーツ・レクリエーションの振興」(50.8%)「学校教育の充実」(50.8%)となっています。

一方、不満度が高い施策は「交通の利便性の向上」(41.6%)「保健医療の充実」(34.8%)「地域情報化の推進」(33.6%)「工業・商業・サービス業の振興」(32.0%)「公共下水道の整備」(30.6%)となっています。

【満足度の高い施策】

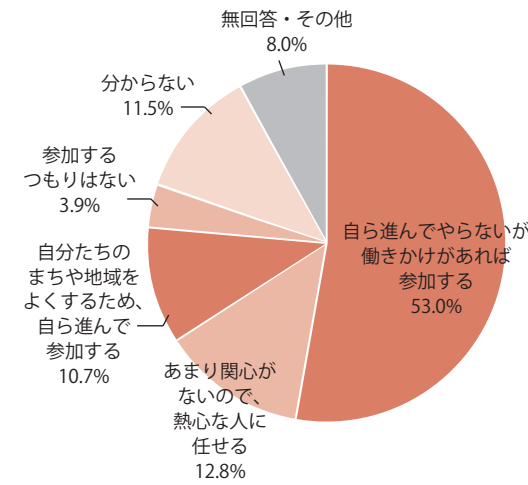


【満足度の低い施策】



■ コミュニティ活動・ボランティア活動参加への考え方

自治会やグループなどで行われている様々なコミュニティ活動やボランティア活動への参加について考えを聞いたところ、「自分からは進んでやらないが、働きかけがあれば参加する」が半数以上(53.0%)を占め、以下「あまり関心がないので熱心な人に任せる」(12.8%)「自分のまちや地域を住みよくするため、自ら進んで参加する」(10.7%)などとなっています。



■ 町政に対する自由意見

あなたの生活で現在もしくは将来に向けて町の行政に望むことや、まちづくりについて素直な考えや要望を聞いたところ、「高齢化社会への対応」「公共交通対策」などの高齢者対策や、ケーブルテレビなどの「情報通信網の整備」、「行政のさらなる合理化」などの意見が多数ありました。

※このアンケート調査の分析結果や詳細については、町ホームページに掲載するほか、町役場総務企画課や各公民館、図書館で閲覧することができます。



27年度

町職員採用試験

【採用職種等】

◇大学卒業程度試験（行政）

- ・採用予定人数 若干名
- ・受験資格 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

◇土木技術

- ・採用予定人数 1名程度
- ・受験資格 昭和55年4月2日以降に生まれた人で土木関係の専門学校（高等学校以上）を卒業した人

◇保健師

- ・採用予定人数 1名程度
- ・受験資格 昭和55年4月2日以降に生まれた人で保健師の資格を保有している人または平成28年3月末までに同資格を取得見込みの人

●試験日・内容

◇第1次試験

- ・試験日 7月26日（日）
- ・試験内容 教養試験、適応性検査、作文試験

◇第2次試験

- ・試験日 8月下旬に予定
- ・試験内容 口述試験

●試験場所

- 第1次、第2次試験とも田布施町役場

●受験申込方法

受験申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

◎受験申込書請求方法

◇総務企画課

町役場総務企画課総務係で受け取るか、郵送請求の場合は宛先を明記し120円切手を貼った返信用封筒（角型2号A4サイズ）を同封し、総務企画課総務係へ請求
◇町ホームページからダウンロード

●受付期間

5月11日（月）～6月19日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜および祝日を除く）

●受付・問合せ先

総務企画課 総務係
☎0820・52・2111
※詳しくは、町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

合併60周年記念

合併60周年記念ロゴマーク入り

ご当地ナンバープレート交付

〔間〕税務課 ☎52・5804

※現行ナンバーを交換する場合、自賠責保険などの手続きが必要となる場合があります。

◇料金 無料

◇その他

・新規登録については、現行ナンバーとご当地ナンバーとの選択制です。
・交付は番号順となりますので、希望ナンバーは受け付けません。

ご当地ナンバープレートの見本です！



（株）サイネックスと

「暮らしの便利帳」発行の協定を締結しました

〔間〕総務企画課 総務係 ☎52・5802

田布施町では、合併60周年を記念して、行政情報や地域生活情報などを1冊にまとめた「田布施町暮らしの便利帳」を発行します。

発行は、町の財政負担を伴わないよう官民協働で実施します。本町が行政情報を提供し、株式会社サイネックスが広告収入をもとに編集・印刷などを担います。

3月27日に両者の間で、発行に関する協定を締結しました。

発行・配布は9月ごろを予定し、町民の皆さんのほか、公共施設などにも設置します。



便利帳に掲載する 広告を募集します！

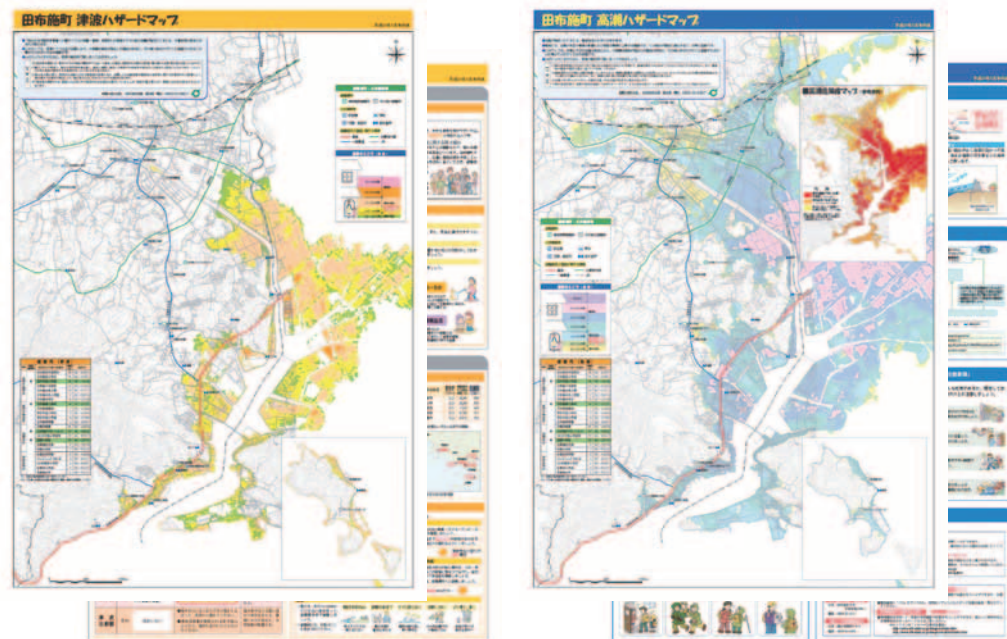
編集・印刷などに必要な経費は、サイネックスが募集する町内事業所や団体などからの広告掲載料をもとにしています。

サイネックスの担当者が広告募集のため訪問しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

広告は、名刺サイズ程度の大きさから掲載できます。広告に関する詳細は、サイネックス山口支店（☎0834-32-3991）にお問い合わせください。



マップは津波と高潮それぞれ1枚です(両面印刷)



【津波ハザードマップ】

【高潮ハザードマップ】

浸水想定区域や避難所などの情報を掲載しています

- ハザードマップでは、マップの位置情報に加えて、避難に役立つ情報を掲載しています。
- 家族みんなで、避難方法や避難経路について話し合っておきましょう。
- また、自治会・消防団・自主防災組織などの地域の防災活動にも役立ててください。



家族みんなで
使ってください

■マップ面(おもて面)

- ・津波・高潮の浸水想定区域
- ・地区ごとの使用する避難所
- ・交番や屋外音声の場所
- ・避難路などの道路情報

■情報面(うら面)

- ・被害想定、災害メカニズム
- ・避難時の考え方
- ・情報伝達の伝達経路
- ・要配慮者への対応

マップは冊子に入れて配布します

- マップは、冊子に入れてみなさんに配布します。
- リビングやトイレなど、目につきやすいところに貼りつけ、保管しておきましょう。
- 災害時には、非常持ち出し品と一緒に持ち出してください。



災害時に
持ち出せるように
しておきましょう



田布施町 津波・高潮ハザードマップ

を配布します

【建設課 土木管理係 52-5807】

町では、南海トラフ巨大地震やその他災害への備えの必要性が高まっていることを受け、「津波・高潮ハザードマップ」を作成し、今回の回覧で各戸に配布します。各マップには、津波・高潮の浸水想定区域や避難に役立つ情報が掲載されています。日ごろから、危険区域や避難経路などを確認しながら、家族みんなで話し合っておきましょう。

「児童手当現況届」と

「子育て世帯臨時特例給付金申請」

6月から受け付けます

【町民福祉課 児童係 52-5810】



「児童手当現況届」と「子育て世帯臨時特例給付金申請」

②子育て世帯臨時特例給付金

昨年実施した「子育て世帯臨時特例給付金」と同様の制度で、今回は次の内容となります。対象児童は、基準日において6月分児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童です。給付額は、対象児童1人につき3000円です。支給は10月以降に児童手当の振込口座への入金となります。

①児童手当現況届
現在、児童手当を受給されている人は養育状況や所得状況を確認するため、現況届の提出が必要です。※公務員の人は所属庁に提出してください。
※今年度より児童手当の支払いを通知いたしません。他機関などに提出する場合は、証明書を発行いたします。

②児童手当現況届

◇受付期間

6月1日(月)～30日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日を除く)

◇受付先

町民福祉課 児童係
(1階③窓口)

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

【町民福祉課 福祉係 52-5810】

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定ですが、臨時福祉給付金については、まだ申請を受け付けておりません。具体的な申請の方法などが決まり次第、対象者に申請書類を送付するとともに、広報でお知らせします。

●町や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

●現時点で、町や厚生労働省などが町民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

このため、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、

●町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。



町内私立保育園などの 名称変更のお知らせ

【町民福祉課 児童係 52-5810】

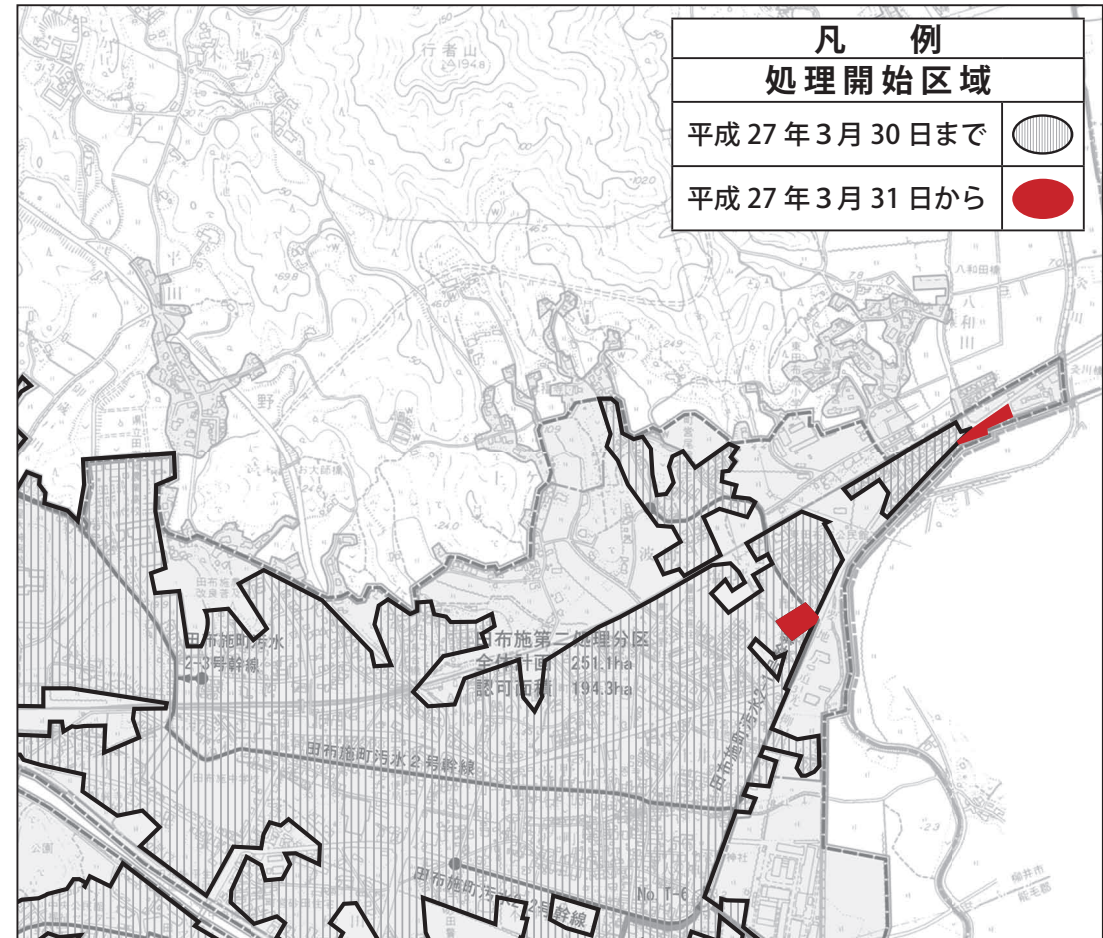
平成27年3月から町内私立保育園などの名称が右の表の通り変わりましたので、お知らせします。

旧名称	新名称
第一保育園	たぶせ保育園
第二保育園	たぶせ第二保育園
西田布施保育園	たぶせ第三保育園
子育て支援センター O12たぶせ	子育て支援センター おんとも

公共下水道を使用できる区域 が拡がりました

☎建設課 下水道管理係 ☎ 52-5817

今年3月31日から、今までの下水処理区域（○印）に新たに下水道を整備した区域（●印）が2カ所加わりました。
赤色の区域内に住んでいる人や店舗などで営業している人は、公共下水道が使用できるようになりましたので、下水道排水設備の設置、接続をお願いします。



受益者負担金の申告および納付

■平成27年度から
受益者となる人

○申告方法

新たに対象となった地域の土地所有者に、土地の所在、地目、面積などを記載した「下水道事業受益者申告書」を5月上旬に送付します。記載内容に間違いや漏れなどがあれば訂正し、申告者欄に押印の上、提出してください。

※土地に賃貸借など権利関係がある場合は、所有者と権利者間で協議してください。

○納付方法

・各期納付…1年を4期に分け、5年間納付（合計20回）
・全期前納…全額を一括納付
※全期前納または1年前納（各期納付のうち、1年分を一括納付）の場合、報奨金が交付されます。

7月上旬に、平成27年度に賦課

する受益者負担金を確定し、決定通知書と納付書を送付します。



■平成23～26年度に
受益者となった人

平成23～26年度に対象となった人には、今年度の納付書を送付しますので、各期納付、1年前納、または残りの年数分の全期前納のいずれかの方法で納付してください（前納の場合の納付額は、報奨金を差引いた額になります）。

7月上旬に、平成27年度の納付書を送付します。

次のような場合は
お届けください

◎受益者が変わった場合

負担金を納付中で、土地の売買などにより所有者や権利者が変わった場合、新受益者および残額の納付方法を、建設課下水道管理係までお届けください。

◎徴収猶予が解除になる場合

平成9～26年度に農地や係争地などで徴収猶予の決定を受けている土地で、宅地造成をした場合や裁判が確定した場合は、猶予基準に該当しなくなります。これらの土地については、建設課下水道管理係までお届けください。

生活基盤整備支援事業の申請を受け付けます

☎建設課 土木管理係 ☎ 52-5807

地域の生活基盤である生活道(里道)、農道および林道(いずれも私道を除く)の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に、必要資材の購入費および作業用特殊機材の借上げ費を助成します。
用排水の水路、側溝の整備、^{しゅんせつ}浚渫などの他にも、ため池などの農業用施設の補修も該当します。
今年度工事を予定される地区からの申請を、次のとおり受け付けます。

◇支援の対象となるもの

◎資材の購入費

整備や補修に必要な原材料で、常温アスファルト合材、生コンクリート、セメント、真砂土、クラッシャーラン、粒度調整碎石、土のう、床板、コンクリート水路、ベンチフリューム、ヒューム管など

◎作業用特殊機材の借上げ費

土工機械のバックホー、ダンプトラック、締固め機械、振動ローラーなど

※資材の購入費と機材の借上げ費の合計額について、下記の支援基準の限度額の範囲内で助成します。
なお、原材料については現物支給を行う場合もあります。

◇申請締切日 6月30日(火)

◇決定方法 予算に限度がありますので、申請書の内容を審査し、事業の公益性・緊急性などを考慮して事業を決定します。なお、支援を決定した場合には決定通知書を送付します。



◇支援基準

支援区分	支援限度額(上限)
道路の改良を主工事とするもの	受益世帯数 × 10万円以内(50万円)
道路の舗装を主工事とするもの	受益世帯数 × 6万円以内(30万円)
水路の整備を主工事とするもの	
ため池補修を主工事とするもの	
用排水路の浚渫頭首工の補修	受益世帯数 × 4万円以内(20万円)
その他 (上記に準ずるもの)	

下水道事業の受益者負担金

下水道が整備された地域は、家庭雑排水の排除先を心配する必要がなくなり、トイレの水洗化など清潔で快適な生活環境の恩恵を受けます。しかし、下水道施設は、誰もが利用できる道路や公園とは異なり、その恩恵を受ける人は処理区域内に限られます。

そこで、下水道が整備された地域に土地を所有している人または権利(賃貸借権など)を持っている人に、建設費の一部の負担をお願いする受益者負担金制度が導入されています。

受益者負担金は、『1㎡につき400円』です。この負担金は、その土地に対して『一度限り』のもので、毎年支払うものではありません（分割の場合は完納時まで）。

また、下水道は現在建っている住居や店舗のためだけに整備するのではなく、その地域を清潔で快適な環境に改善することを目的としています。そのため、現在は空地や駐車場でも、負担金の支払いをお願いしています。

受益者とは？

受益者とは、下水道が整備された地域に土地を所有している人、またはその土地に対する権利(賃貸借権など)を持っている人で、原則として土地所有者が受益者となります。ただし、土地に権利者がある場合は、所有者と権利者が協議の上、受益者を決めます。

あなたの土地の受益者負担金は？

受益者負担金は、1㎡当たり400円です。あなたが所有する、または権利を持っている土地の面積に乗じて得た金額が、負担金になります。

【例】198㎡(約60坪)を所有している場合

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline 1\text{㎡当たりの} & \times & \text{所有する} & \hline \text{負担金} & & \text{土地の面積} & \hline 400\text{円} & & 198\text{㎡} & \hline \hline & = & \text{賦課される} & \hline & & \text{受益者負担金} & \hline & & 79,200\text{円} & \hline \hline \end{array}$$



4月10日(金)、町長室において併任徴収(県税務課徴収対策班12人)の辞令交付式が行われました。

滞納整理を強化しています

問税務課 収納対策室 ☎ 52-5804

税金は、納税者のみなさんが定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付がない場合は「滞納」となり、督促後も未納の場合は、法に基づき滞納処分を行うことになります。

町では重要な自主財源である町税を確保するため、また、納めていただいた人との税負担の公平性を保つためにも、納税に誠意が見られない人に対し、財産を差押えるなどの滞納処分を行っています。さらに、納税意識の改善が見られない人に対しては、自動車などの差押えや家宅捜索を行い、差押えた動産などをインターネット公売により滞納税へ充てるなど厳しい処分を実施しています。

本年度も山口県税務課職員とともに町税などを徴収する併任徴収制度を活用し、町内外の滞納者に対してさらに厳しい取り組みを実施していきます。

平成26年度 滞納処分等実施状況 (町実績)	
文書催告	907 件
預貯金・給与などの調査	2,731 件(281人)
生命保険などの調査	4,675 件(238人)
官公署などの調査	166 件
搜索	1 件
差押え	51 件
換価・充当	134 件
インターネット公売	2 回

※町内外の滞納者を対象としています。

警告

納税に誠意が見られない場合、自動車などを差押え、タイヤのロックを行う場合があります。



町税などの納付は… 便利で確実な口座振替で。

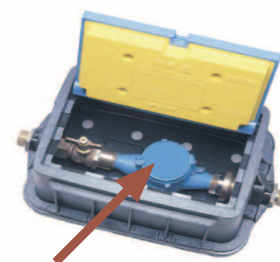
- ◇申込方法
各金融機関窓口で申し込んでください。
※町内金融機関には申込用紙が備えてあります。
- ◇必要なもの
通帳・通帳使用の印鑑
- ◇取扱金融機関
南すおう農業協同組合・山口銀行・西京銀行
東山口信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・北九州銀行
- ◇申し込みをした月の翌々月から振替開始となります。

水道メーターの取替を実施します

問田布施・平生水道企業団 ☎ 52-2400

適切な水道使用量を測るため、計量法に基づく検定有効期間の8年に近づいた水道メーター(量水器)を取替交換しています。
本年度において検定有効期限1年前となるものについて、順次取替作業を行います。

量水器ユニットBOX

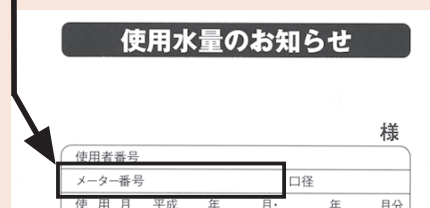


水道メーター(量水器)

▼ 取替対象メーターの確認方法

水道使用量の検針後に各家庭に配布している、『使用水量のお知らせ』のメーター番号で確認してください。

平成27年度取り替え対象番号
2705-001 ~ 2804-999



- ▼ 取替作業について
- ◇作業実施者
田布施・平生水道企業団
- ◇作業時間
10分程度
- ※作業中は水道が使用できません。
- ◇立会いについて
立会いは原則不要です。
- ※ご不在の場合でも取替作業をいたします。
- ※水道メーターが車の下や家屋内にある場合などは、立会いをお願いすることがあります。
- ◇注意事項
取替作業終了後、一時的に空気の混入による白い水や濁った水が出る場合があります。最初に水道を使うときは、蛇口をゆっくり開けて、しばらく水を出してください。

- ▼ 悪質な業者にご注意ください！
- 取替作業の際、家屋内の蛇口修理の幹旋や浄水器の販売などをすることはありません。
- 作業員は、当企業団が発行している『田布施・平生水道企業団職員証』を携帯していますので、必要があれば提示を求めてください。
- 水道メーターの取替費用については、当企業団が負担します。
- 作業中に給水施設の劣化・腐食・破損などが見つかった場合、交換・修理を要請することがあります。
- 契約者負担になる場合もありますので、その際には事前にご相談します。

ふるさと詩情公園 美化活動ボランティア

問町民福祉課 環境係 ☎ 52-5810



年に6回、『ふるさと詩情公園』の草刈りや除草作業が行われています。一緒に気持ちのいい汗を流してみませんか。
毎回多くの方が参加しています。

- ◇日時
5月24日 6月28日 7月26日
8月23日 9月27日 10月25日
- ※毎月第4日曜日に実施します。
- ※作業時間は、午前8時から1時間程度です。
- ※雨天の場合は中止となります。
- ◇集合場所
地域交流館裏(川側)
- ◇持参するもの
軍手、草抜き道具、カマ、草刈り機など



放置しないで
税務課へ
相談を！

～納税相談窓口をご利用ください～

休日昼間、平日夜間に町税などの納税(相談)窓口を開設しています。5月、6月の納税(相談)窓口については、23ページをご参照ください。

こんにちは！ 母推です



問田布施町母子保健推進協議会
(保健センター内)

母子保健推進員(母推)は、子育てをする
お母さんたちの身近なサポーターとして活動
しています。右の表の各地区の担当者が家庭
を訪問し、子育ての経験からのアドバイスや
母子保健サービスの紹介をします。

気軽に声をかけてください。

*母子保健推進協議会主催の子育て輪づくり活動
(育児サークルやちびっこまつり、保健センター
開放日など)については、町広報または保健セ
ンターホームページで日程を確認してください。

地区	母 推	担当自治会
城南	川上眞美枝	宿井、新宿井1、新宿井2
	向山あさ子	石の口、吉井、城南、瓜迫
	國本千春	西山、葛岡、川西、大田
西田 布施	青木浩子	竹尾、中西、岸田団地、大國木 真殿、矢蔵、西田布施
	釜中知子	砂田、中央南、名倉、石迫
	中光壽枝	定井手、瀬戸、長田、御蔵戸
東田 布施	久芳寿恵	天神、新町、土井の内、塩坪 波野団地北、波野団地南、波野市
	木本郁代	本町、祇園、寿、一本松、長合 平田、木地、きじが丘
	石本佳子	上ゲ、八和田、配原、由免 大波野中、大波野上、郷東、市明
麻郷	中村妙子	奈良、竹重、三宅、新川、尾迫
	亀谷貞代	鳥越、旭、高塔、八海、麻郷団地
	中道恵	助政、井神、地家、蓮輪、浜城 泊団地、戎ヶ下
麻里 府	八代敬子	尾津東、見田団地、尾津中 尾津西、中郷、上組、馬島

平成27年度

高齢者の肺炎球菌 感染症予防接種を 実施します

○今年度の対象者

(平成30年度までは、各年度内に65歳、70歳、
75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳と
なる人が対象となります。)

対象者	生年月日
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日
100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日

肺炎球菌による肺炎などを予防するワクチンの定期接種を実施します。
今年度の対象者には、予防接種予診票を4月末に送付していますので、
希望される人は期間内に接種をしてください。

60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼
吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫
の機能障害により、身体障害者手帳1級の交付を受け
ている人または身体障害者1級程度の障害のある人
※身体障害者手帳または診断書が必要となりますので、保
健センターに必ずご相談ください。

○実施期間 平成28年3月31日まで

○自己負担額 2,790円(ただし、1回接種のみ)

※生活保護の人は無料です。接種時に「診療依頼書」を医
療機関へ提示してください。

○持参品 予診票と健康手帳または予防接種手帳を必
ず医療機関に提出してください。

※健康手帳の必要な人は保健センターでお受け取りください。

○実施場所 山口県内委託医療機関

※必ず医療機関に予約のうえ、接種してください。

- ◇対象 健康づくりに関心がある人
- ◇募集人数 概ね20人
- ◇場所 西田布施公民館
- ◇申込期限 6月10日(水)
- ◇申込み先 保健センター
- ◇受講料 3,000円
- ◇日程 ⑧2月17日(水) ヘルスメイト活動紹介
⑦1月28日(木) 住みよい環境づくり
⑥11月16日(月) 休養・こころの健康
⑤10月28日(水) 生活習慣病予防
④9月30日(水) 健康づくりと運動
③8月26日(水) 食品衛生
②7月29日(水) 食事バランス
①6月24日(水) ヘルスメイトと健康づくり

食生活改善推進員
(ヘルスメイト)養成講座
受講者募集！
地域の身近な食育アドバイザー、食生活改善推進員の仲間
を募集しています。
食に興味がある人、地域に食の
大切さを広めたい人、推進員になっ
て一緒に活動してみませんか？
◇日程 (午前9時30分～午後1時30分)
⑧2月17日(水) ヘルスメイト活動紹介
⑦1月28日(木) 住みよい環境づくり
⑥11月16日(月) 休養・こころの健康
⑤10月28日(水) 生活習慣病予防
④9月30日(水) 健康づくりと運動
③8月26日(水) 食品衛生
②7月29日(水) 食事バランス
①6月24日(水) ヘルスメイトと健康づくり

保健センターだより



熱中症について学ぼう！

問保健センター ☎ 52-4999

熱中症は、例年、梅雨入り前の5月頃から発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多くなります。人間
が上手に発汗できるようになるためには暑さへの慣れが必要です。気温が高くない日でも、湿度が高い日や風
が弱い日は注意が必要です。また、屋外だけでなく、家の中でも熱中症は起こります。
今回は熱中症の対処法について説明します。次のチェックを行ってみましょう。

check1



次の項目に一つでもあてはまれば
熱中症の疑いがあります。

- めまい・失神
- 筋肉痛・筋肉の硬直
- 大量の発汗
- 頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐
- 意識障害
- 高体温

check2



意識がありますか。

意識がなければ救急車を要請し、次の応急処
置をしましょう。(意識がある場合でも、応急
処置をしましょう。)

応急処置

- ①涼しい環境への避難
風通しのよい日陰や、できればクーラーが効
いている室内などに避難させましょう。
- ②脱衣と冷却
・きついベルトやネクタイ、下着をゆるめて、
風通しをよくします。
・うちわや扇風機などで扇ぎ、体を冷やします。
・氷のうがあれば、首、脇の下、太ももの付け
根を冷やします。

check3



水分を摂取できますか。

自分で飲める場合

- ・冷たい水を持たせて、自分で飲んでもらいます。
- ・大量の発汗があった場合は、汗で失われた塩
分を適切に補えるスポーツドリンクなどが最
適です。

自分で飲めない場合

医療機関へ受診します。

check4



症状はよくなりましたか。

そのまま安静にして、十分に休養をとりま
しょう。

もし、あなたのまわりの人が熱中症になったら、落ち着いて対処しましょう。

作り方

① レバーは水でよく洗い、7mm位の厚さに切る。パッ
トに移し、牛乳をヒタヒタにかぶるくらいまで加
えて20分漬ける。レバーの牛乳は、ペーパータ
オルでよく拭き取る。
② ①をAに10分以上漬け、汁気をペーパータオルで
サッと拭く。片栗粉をまぶして、揚げ油でこんが
りと揚げる。
③ ボウルにBを入れて混ぜ合わせたら、②を加えて
絡める。
④ 器に盛り、湯がいたブロッコリーとプチトマトを
添える。

レバー(鶏)	300g
牛乳	適宜
①A { 醤油	大さじ1
酒	大さじ1
生姜汁	小さじ2
片栗粉	適宜
揚げ油	適宜
②B { ケチャップ	大さじ2
ウィスターソース	大さじ1
砂糖	大さじ1
水	大さじ1
ブロッコリー	(1株)400g
プチトマト	4個

1個分の栄養価

エネルギー…163kcal 鉄…7.7mg
たんぱく質…18.4g 脂質…2.7g
カルシウム…44mg 塩分…1.4g

★レバーのかりんと揚げ★

貧血予防に、鉄分豊富なこの1品。甘辛いタレがしつ
かりと絡めてあるので、レバーが苦手な人でも食べや
すいです。ごはんのおともにかがですか。

いただきます

食生活改善推進協議会



城南小学校



麻郷小学校



東田布施小学校



田布施西小学校



田布施総合支援学校



田布施中学校



田布施農工高等学校

小学校

今年から町内4校でのスタートとなり、138人の新入生を迎えました。

どの小学校でも緊張した面持ちで期待に胸を膨らませている児童の様子があがりました。

ちょっぴり大きめの制服が微笑ましいですね。

田布施総合支援学校

小学部、中学部、高等部合同の入学式で、43人の新入生を迎えました。

みなさん、これからの夢や希望に向けて、元気に第一歩をふみ出してください。

中学校

今日から中学生です。気持ちも新たに身も心も引き締まっていることでしょう。

勉強にクラブ活動に忙しい日々となりますが、頑張ってください！

高校

今年は144人の新入生を迎えました。

皆さん、将来の夢に向けて充実した高校生活を送ってくださいね。



たぶせ第1・第2保育園



たぶせ第3保育園

幼稚園・保育園

園児たちもたくさんのおともだちにワクワクドキドキ。

みんな仲良く遊んでね。



田布施幼稚園



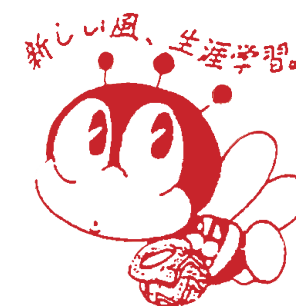
城南保育園



麻郷幼稚園



麻里府保育園



NO.271

新生活が始まりました

みなさん、ご入園・ご入学おめでとうございます。
桜も咲き、暖かくなってきて春到来、新しい出会いの始まりですね。元気に頑張ってください。

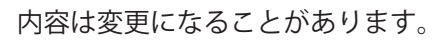
楽しい毎日が
待っているよ！

右上ロゴ：生涯学習のマスコット「マナビイ」
デザイン：石ノ森章太郎

おんとも

月～金曜日 8:30～15:30
(昼 休 み 12:15～13:15)
土 曜 日 8:30～13:30

2 日(火) 保健師さんによる育児講座
17 日(水) リトミック
24 日(水) 誕生会



ご芳志

吉村 京子
加賀谷由紀子
岡本まさ子
藤田 京子
城 恭子

俳句短歌

2015 5/8 号 | 18

お知らせ

【福祉医療費受給者証の更新】

受給者証の有効期限は 6月30日です
福祉医療費受給者証（重度心身障害者医療制度）の更新時期になりました。次のとおり更新手続きを受け付けますので、必ず手続きをしてください。

◇更新日時

6月1日（月）～19日（金）
（土・日を除く）

◇場所

午前8時30分～午後5時15分
町民福祉課1階③④窓口

◇持参するもの

- ・身体障害者手帳（1・2・3級の人）、療育手帳（A判定の人）、精神障害者保健福祉手帳（1級の人）、障害年金証書（身体障害者手帳など各種手帳に該当せず、障害年金1級を受給している人）
- ・健康保険証
- ・印鑑

◇その他

受付当日は福祉医療費受給者証をお渡しできません。所得などの審査の後に、後日、個

別に郵送します。

◇問合せ先

町民福祉課 福祉係
☎52・5810

【井戸水の無料水質検査】

田布施・平生水道企業団では、水道週間（6月1日～7日）の期間中に井戸水の無料水質検査を受け付けます。

希望する人は、ハガキまたはFAXでお申し込みください（電話での申し込み、募集期間以外の申し込み、前回の検査を受けた人は、ご遠慮ください）。

申し込みは、田布施・平生水道企業団給水区域内（水道の本管が前面道路に布設されている区域）で、井戸水を飲用に使用している人に限ります。

◇募集期間

6月1日（月）～7日（日）

◇必要事項 郵便番号、住所、自治会名、氏名、電話番号

※「水質検査を希望」とご記入ください。

◇実施件数 10件

※申込件数が多い場合は抽選とします。なお、当選した人の

み連絡します。

◇検査内容 一般細菌、大腸菌、濁度、色度、PH値、臭気、味、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、鉄

およびその化合物、カルシウム・マグネシウム、マンガンおよびその化合物 以上13項目

◇採水方法

企業団の職員により採水※採水日は、後日連絡します。

◇申込み・問合せ先

〒742・1511
田布施町大字下田布施
田布施・平生水道企業団
☎52・2400
FAX52・2587

【有害鳥獣捕獲関係事業補助金】

イノシシ・サルなどによる農作物被害防止対策として、防除柵を設置した農業者に対し、一定の補助を行います。

◇対象物

- ・平成27年4月1日以後に購入したもの
- ・町内の農地に設置するもの
- ・有害鳥獣による農地への侵入を防止するために設置する資

材（トタン板・電気柵・フェンスなど）

◇補助額 事業費の1／3（消費税含む、100円未満切り捨て）・補助額の上限2万円

◇注意点 申請は、一農家世帯につき同一年度に1回のみです。修理や取り替えは対象となりません。

◇申請期限 8月31日（月）

◇申請・問合せ先

経済課 農林振興係
☎52・5805



【3歳児健康診査】

◇日時 6月4日（木）

（受付時間）

午後1時～午後1時30分

◇場所 西田布施公民館

◇対象者

平成23年12月1日から平成24年3月22日までに生まれた幼児

◇内容

内科診察・歯科診察など※該当者には個人通知します。

◇問合せ先

保健センター
☎52・4999

相談

【徳山年金事務所による年金相談】

年金相談会を実施しますので、お気軽にご利用ください。年金相談会は完全予約制となっており、希望される人は徳山年金事務所へ相談会前日までにご予約をお願いいたします。（役場での予約受付はできません。）



◇日時 7月16日（木）

午前10時～午後4時
（正午～午後1時を除く）

◇場所 町役場1階会議室

◇持参品

- ・基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・年金証書など）
- ・相談者本人の確認ができるもの（運転免許証など）
- ※代理人による相談の場合は、委任状および代理人本人の確認ができるものをご持参ください。

◇予約受付期間

6月1日（月）～7月15日（水）

◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所
☎0834・31・2152

【犬の散歩はマナーを守りましょう】

犬の散歩に対する相談が役場に寄せられます。よりよい生活環境の保持のためマナーを守りましょう。

○排泄物の処理

フンは持ち帰る、おしっこは水で流すなど適切に処理しましょう。

○リードをつける

飼い主から離れないよう必ずリードをつけましょう。

○抑止できる人が散歩をする

他の人に迷惑をかけない、犬を事故に遭わせないために、制御できる人が散歩をしましょう。

◇問合せ先

町民福祉課 環境係
☎52・5810

【第37回消費者月間記念大会】

5月は、消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行う「消費者月間」です。

県では、記念大会を開催し、記念講演や消費者団体による活動発表を通じて、安全・安心な暮らしを守る「地域の絆」への

【県産木材を利用し家を建てる人の支援】

県では、品質の優れた優良県産木材などを利用し耐震性などの一定基準を満たす住宅を新築される人に、建築費用の一部を助成します。

※詳細はお問い合わせください。

◇助成額 50万円

◇募集戸数 220戸

◇問合せ先

山口県ぶちうまやまぐち推進課
☎083・933・3395

【日赤活動資金にご協力ください】

日本赤十字社は、災害時の医療救護活動、救急法などの講習普及、赤十字精神あふれる青少年やボランティアの育成、国際救援などの人道的活動を行って

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム
塩谷建築
☎55-5715
熊毛郡田布施町別府1667
■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp
■ URL http://www7.ocn.ne.jp/~tetu0218/

お近くでもお気軽にご利用下さい
原田タクシー(有)
0820
52-2536・52-2062
熊毛郡田布施町波野(田布施駅前)

電気工事のことなら何でもご相談下さい。
電気設備工事・管工事・消防設備工事
城電気工業株式会社
熊毛郡田布施町大字下田布施2988
TEL (0820) 52-2965
Intertek UKAS ISO9001:2008 認証取得

全メーカー全車種トータル販売
新車・中古車 150台以上展示中
満足をしていただけるサービスを心がけております
オートプラザ (株)大島商会
〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

【人権擁護員への相談】

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です

町では、法務大臣から委嘱された次の4人の人権擁護委員が、人権についての相談を受けています。

人権擁護委員（敬称略）

- ・金長広典 ・錢谷忠義
- ・清水俊澄 ・谷 茂子

また、次の日程で特設人権相談所を開設します。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

- ◇日時 6月1日（月）午前10時～正午
- ◇場所 中央公民館1階和室
- ◇相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借などあらゆる生活上の心配ごと
- ◇相談員 人権擁護委員
- ◇問合せ先 山口地方法務局 周南支局総務課 0834・28・0244

【行政相談委員に再任】

平成27年4月1日付けで、才田信代さん、櫻井済美さゆみさんが総務大臣から行政相談委員に再委嘱されました。行政についてご相談ください。

山口県立大学では、地域貢献活動の一環として、地域のみなさまの相談に応じる「心とからだの相談室」を開設しています。

【心とからだの相談室】

- ◇日時 月々金曜日 午前9時～午後5時
- ※法務相談 毎月第2水曜日午後1時から
- ◇場所 山口県立大学 地域交流スペースYucca（ユッカ）（山口市桜島6・7・15）
- ◇内容 相談体制 医師や助産師、看護師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を有する本学教員17人が相談を受け、助言や提案を行う
- ・部門紹介 健康相談・女性の相談・くらしの相談・ストレスケア相談・子どもと子育ての相談・法務相談
- ◇申込方法 完全予約制（原則1週間前までに電話予約）
- ◇利用料 1回40分 3000円

講座

※グループでの相談（最大6人まで）も同額です。 ※相談者や相談内容については秘密厳守いたします。

◇申込み・問合せ先

山口県立大学 地域交流スペースYucca コーディネーター 緒方倫子 083・934・8011

【いきいき講座（第1回）】

- 今年度も「いきいき講座（認知症介護編）全3回」を開始します。認知症について、みんなで勉強してみませんか。
- ◇日時 6月23日（火）午後1時30分～午後3時
- ◇場所 高齢者いきいき館
- ◇内容 認知症の病態・症状・治療について
- ※スタンプラリーの対象講座です。
- ◇講師 町保健師・地域包括支援センター職員
- ◇参加料 無料
- ◇申込期限 6月16日（火）
- ◇申込み・問合せ先 保健センター 052・4999

【健康まるごと講座（第2回）】

歯と口の病気は、さまざまな病気を引き起こす誘因となることと近年の研究によりわかってきました。お口の健康を保ち、いつまでも「ハハハ」と笑って過ごせるよう、自分の健康を見直してみませんか。

- ◇日時 6月26日（金）午後1時30分～午後3時
- ◇場所 高齢者いきいき館
- ◇内容 「健康づくりはお口から」 ※スタンプラリーの対象講座です。
- ◇講師 歯科衛生士・町保健センター保健師
- ◇参加料 無料
- ◇申込期限 6月19日（金）
- ◇申込み・問合せ先 保健センター 052・4999

講習

- 【スクラップブックングに挑戦】
- ◇日時 6月17日（水）午前10時～正午
- ◇場所 柳井市総合福祉センター4階大ホール（柳井市南町3・9・2）

募集

【要約筆者養成講座受講者】

- ◇日時 6月20日（土）～12月19日（土）毎週土曜日（全23回）
- ◇場所 山口県聴覚障害者情報センター
- ◇対象者 山口県聴覚障害者情報センター・県内居住者
- ・要約筆記（手書き・パソコン）による聴覚障害者などのコミュニケーション技術の習得に熱意のある人
- ※パソコン希望者はノートパソコン（Windows Vista以上）

およびLANケーブルを準備してください。

- ◇定員 20人程度
- ◇受講料 無料（ただし、実費テキスト代3400円が必要）
- ◇申込締切 6月8日（月）必着
- ◇申込方法 所定の申込書と82円切手を貼り、宛名（住所・氏名）を記入した返信用封筒を同封の上、郵送にて申し込む
- ◇申込み・問合せ先 〒747・1221 山口市鏑銭司南原2364・1 山口県聴覚障害者情報センター 083・985・0611 FAX 083・985・0613 mail:lookym33@c-able.ne.jp

【自衛官募集説明会】

- 自衛官などの募集に関する説明会を次のとおり行います。 ※詳細はお問い合わせください。
- ◇日時 5月23日（土）・24日（日）7月11日（土）・12日（日）
- ◇場所 中央公民館
- ◇問合せ先 自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所 022・8199

人口と世帯

（4月1日現在）



…人口… 15,779 人 (増減 - 90 人)

…男… 7,511 人

…女… 8,268 人

…世帯… 6,993 世帯

休日・夜間納税（相談）窓口

5月・6月

滞納が続くと、納期から本税（料）納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

今月の納期

- 固定資産税・都市計画税 （1期）
- 軽自動車税 （全期）

■休日昼間納税（相談）窓口（8:30～17:00）
5月31日（日） 6月28日（日）

■平日夜間納税（相談）窓口（～20:00）
5月29日（金） 6月30日（火）

◇納付場所 町役場1階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税 ……税 務 課 052-5804
- 国民健康保険税 ……健康保険課 052-5809
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料 ……町民福祉課 052-5810
- 保育料および児童クラブ保育料 ……建設 課 052-5807
- 町営住宅使用料および駐車場使用料 ……建設 課 052-5817
- 下水道受益者負担金 ……建設 課

第23回 田布施油絵教室作品展

田布施町合併60周年

「川のある風景」

暮らしの背景にいつも流れている川…「川のある風景」は、時を超えて町の歴史の源流までさかのぼります。

会場では自由作品と合わせて100点の絵を展示しています。さくらんぼの季節です。サリジエにおでかけください。

- ◇日時 6月5日（金）～8日（月）午前9時～午後6時
- ◇場所 町商工会館サリジエ
- ◇問合せ先 田布施油絵教室（小田） 052-2258

第21回 たぶせ・城南ホテルまつり

～ホテルと音楽の夕べ～

- 日時 5月30日（土）午後6時～午後9時 ※雨天順延
- 場所 城南小学校グラウンド

- ◇イベント・演奏 ・ビンゴゲーム・山城太鼓・バンド演奏など
- ◇出店 《豚汁無料接待》 ・炊きこみご飯・綿菓子 ・かき氷 ・フライドポテト・揚げたこ焼き ・鶏足・フランクフルト など

- 主催 たぶせ・城南ホテルまつり実行委員会
- 問合せ先 城南公民館 052-2054



日積浄水場一般見学会

- ◇日時 6月1日（月）～5日（金）（土日は除く）
- 午前9時～午後4時（所要時間1時間程度）
- ◇場所 柳井地域広域水道企業団日積浄水場
- ◇申込方法 事前に電話で申し込む
- ※少人数の場合は時間調整させていただきます。
- ※詳細はお問い合わせください。
- ◇申込み・問合せ先 柳井地域広域水道企業団 総務課 028・53333

6 月のカレンダー

省略文字

●中公：中央公民館
●麻公：麻郷公民館
●いきいき：高齢者いきいき館

●西公：西田布施公民館
●城公：城南公民館
●麻福：麻郷福祉会館

●東公：東田布施公民館
●里公：麻里府公民館
●中学：田布施中学校

1 (月)	■育児相談 10:00～11:00(西公)	16 (火)	
2 (火)	■健康・栄養相談 10:00～11:30(いきいき)	17 (水)	■保健センター開放日 10:00～12:00(西公) 【法】
3 (水)	■4カ月児相談 10:00～11:00(西公)	18 (木)	■献血 11:30～13:30(町役場)
4 (木)	■3歳児相談 13:00～13:30(西公)	19 (金)	
5 (金)	■育児相談 10:00～11:00(西公)	20 (土)	
6 (土)		21 (日)	
7 (日)		22 (月)	【困】
8 (月)	■魅力再発見ウォーキング 8:30～(小行司分館) 【心】	23 (火)	■いきいき講座 13:30～15:00(いきいき)
9 (火)	■はつらつ元気教室 13:30～15:30(西公)	24 (水)	■こころの相談 13:30～15:00(いきいき) ■天体教室 20:00～22:00(旧麻里府小グラウンド)
10 (水)		25 (木)	■離乳食教室 10:00～11:30(西公) 【介】
11 (木)	【介】	26 (金)	■健康まるごと講座 13:30～15:00(いきいき)
12 (金)		27 (土)	
13 (土)	■青少年健全育成町民会議総会 13:30～16:00(西公)	28 (日)	■詩情公園美化ボランティア 8:00～(地域交流館裏)
14 (日)		29 (月)	【心】
15 (月)	【心】	30 (火)	

【困】今月の困りごと相談

日時 6月1日(月)
午前10時～正午
6月22日(月)
午前10時～午後3時
場所 中央公民館1階和室
問 町民福祉課 ☎52-5811

【心】心配ごと相談

日時 毎週月曜日
午前10時～正午
(祝日・困りごと相談日を除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

【介】介護よろず相談

日時 第2・4木曜日
午前10時～午前11時
場所 高齢者いきいき館
問 地域包括支援センター
☎53-1292

【法】弁護士無料法律相談

日時 6月17日(水)
午前9時～
場所 町役場1階保健室
問 町民福祉課 ☎52-5811
※電話による完全予約制(先着順)

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-5-3)

●連絡先(診療時間内)

☎22-9001



区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※これらの日の夜間診療はありません。	午前9時～正午 (受付午前11時30分まで) 午後1時～午後5時 (受付午後4時30分まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	午後7時～午後10時 (受付午後9時30分まで)